

工期又は請負代金額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知に係る取扱いについて

令和6年12月13日に改正建設業法第20条の2第2項が施行されたことに伴い、工期又は請負代金額に影響を及ぼす事象に関する情報を当課へ通知する場合の取扱いを以下のとおりとしますので、お知らせします。

改正建設業法第20条の2第2項について

令和6年6月14日に公布された「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」により建設業法が改正され、建設業者は契約前の建設工事について、工期又は請負代金額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、契約変更等手続きを円滑にするため、契約締結までに、注文者に対してその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされました。

この度、上記を定める改正建設業法第20条の2第2項が令和6年12月13日に施行されたことに伴い、これ以降当課で契約を行う工事に関する手続きを以下のとおりとします。

当課へ通知を行う場合の手続きについて

■通知を要する場合

当課で契約する全ての工事のうち、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象（※）が発生するおそれがあると認められる場合。

※ 建設業法施行規則第13条の14第2項で定める、天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができない以下のもの。

- ・ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
例）国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰
- ・ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
例）震災の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

■通知方法

落札決定通知日（随意契約の場合は見積結果通知日）から契約締結日までの間に、別記様式による通知書を当課へ提出してください（契約書と同時の提出でも構いません）。

■注意事項

- ・ 当該事象発生のおそれが認められない場合は、提出の必要はありません。
- ・ 当該事象が契約後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により契約変更の協議を申し出ることができ、当該協議については札幌市建設工事請負契約約款（スライド条項等）に基づき対応します。なお、協議等の手続きに変更はありません。
- ・ 本通知の提出により契約変更が約束されるものではありません。
- ・ 契約前に当該通知を行っていない場合でも、従前どおり契約変更等について協議することは可能です。

別記様式

建設業法第20条の2第2項の規定に基づく通知書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

(住所)

請負人

(氏名)

年 月 日に落札決定の通知を受けた下記の工事について、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名 :

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※: (例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況把握のため必要な情報の入手先: (例) 報道等のURLを記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※：(例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

☐ その他連絡事項 (空欄可)

(自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)

- ※ 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
- ※ 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
- ※ 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること）。
- ※ 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、札幌市建設工事請負契約約款に基づき対応を行うものであることに留意すること（本通知の提出により契約変更が約束されるものではないことに留意すること）。
- ※ 本通知書を提出していない場合であっても、札幌市建設工事請負契約約款に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。